



# 所得税確定申告・市県民税 申告の準備はお済みですか？

〈問合せ〉  
税務課 住民税係  
☎75-4977

**2月16日（金）～3月15日（金）※（土日祝日を除く）**  
**受付8：30～ / 相談9：00～15：00（※12:00～13:00は休憩）**

**受付場所 りり色ふるさと館 1階 ホール**

所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする「申告納税制度」をとっています。

また、所得税がかからない人（所得が所得控除額以下の人）でも、営業・農業・不動産等の事業所得がある人は、所得状況把握のため、市県民税の申告が必要です。（広報うきは1月号参照）

### ●事業所得があった人

- ・ 商業、工業、農業などの自営業を営んでいる人
- ・ 地代、家賃、配当収入、不動産の売却収入などの所得のある人

※白色申告者でも、事業所得、不動産所得を生ずる業務を行っている場合は、確定申告をするときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」の添付が必要です。

### ●給与所得があった人

給与所得者の所得税は、通常年末調整で精算されますが、次のような人は確定申告が必要です。

- ・ 給与の年収が2千万円を超える人
- ・ 『給与所得・退職所得』以外の所得金額の合計が20万円を超える人・2カ所以上から給料を貰っている人

**申告の方法** 事前に明細書・証明書等をそろえ、医療費控除や事業等の収支内訳書等の作成が必要です

①市役所の相談会場で申告（上記のとおり、確定申告・市県民税申告相談会場を開設します。）

※分離課税での申告（土地や建物を売った譲渡所得（収用）・株式等の譲渡・配当所得、山林所得など）  
専門的な知識が必要なもの（先物、仮想通貨の取引、住宅借入金特別控除など）は、ほかの所得申告を作成後、久留米税務署等での申告をお願いすることがあります。

※青色申告、消費税申告は今までどおり本会場での受付はできません。

②久留米税務署で申告

③自宅等のパソコンから申告 イータックス（e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した確定申告もできます）

※「国税庁 確定申告書等作成コーナー」で検索

④お手持ちのスマホから申告

※申告期間中（2/16～3/15）であればいつでもできます。ぜひご利用を！

スマホ申告の  
詳細はこちら



農業所得申告をされる方にお知らせです。

令和5年産の保有米単価は1俵（60kg）11,000円と決定しています。

確定申告の詳細は市ホームページからもご覧になれます。



### 久留米税務署での申告相談受付について

2月1日（木）～2月15日（木）（土日祝日を除く）までの確定申告のご相談は、事前予約が必要です  
〈事前予約・問合せ〉

久留米税務署 課税第1部門 ☎0942-32-4461（自動音声案内に従い、「0」を選択）